

重要項目説明書

(医療保険)

訪問看護ステーションそわん

訪問看護ステーションそわん サテライト高槻

重 要 事 項 説 明 書 （医療保険）

令和7年9月1日現在

1. サービス事業者及び事業所の概要

(1) サービス提供事業者の概要

事業者名称	株式会社 あみ
代表者氏名	森岡 恭子
本社所在地	大阪府寝屋川市点野3丁目30番11号
連絡先	電話番号 072-813-9870 FAX番号 072-813-9871
法人設立年月日	平成27年8月26日

(2) 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーションそわん 訪問看護ステーションそわん サテライト高槻
指定年月日	令和6年4月1日 令和7年9月1日
指定事業所番号	2760390688
事業所所在地	大阪府寝屋川市点野5丁目11番14号 大阪府高槻市郡家新町31番1号グリーンライフ新町203号室
連絡先	電話番号 072-814-9880 FAX番号 072-813-9860
管理者	村田 海渡
サービス提供地域	寝屋川市 高槻市 ※周辺地域も対応しています。

(3) 事業所の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9:00～18:00
定休日	土、日、祝日、8月11日～8月15日、12月30日～1月3日 ※365日24時間体制を取っています。

(4) 事業の目的及び運営の方針

事業目的	株式会社あみが設置する訪問看護ステーションそわんにおいて実施する訪問看護の適正な運営を確保するために必要な事項を定め、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上及び地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を目指す訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営方針	・訪問看護の事業は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行うものとする。 事業者は、自らその提供する訪問看護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。 ・訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び訪問看

	護計画書に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うものとする。 懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。 ・訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、これを行うこととする。 ・訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこととする。 ・特殊な看護等については、これを行わない。
--	--

(5) 事業所の職員体制

職種	人員数
管理者	常勤1名
看護師	常勤換算2.5名以上
理学療法士	相当数
作業療法士	相当数
言語聴覚士	相当数

2. 提供するサービス内容及び利用料金について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	主治医の指示及び訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 【具体的な訪問看護の内容】 ①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション ⑥ターミナルケア ⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨カテーテル等の管理 ⑩その他医師の指示による医療処置

(2) サービスの提供に当たって

- ①サービスの提供に先立って、医療保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ②主治の医師の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。
- ④サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(3) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は禁止しています。

- ①利用者又は家族の金銭、預金通帳、証書書類などの預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)
 ⑥利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(4) サービスの利用料

基本料金は、訪問看護基本療養費と訪問看護管理療養費の合計金額となります。

○訪問看護

サービス内容		10割	ご利用料		
			1割負担	2割負担	3割負担
■訪問看護管理療養費(1日につき)					
月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
2日目以降 訪問看護管理療養費Ⅰ		3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費Ⅱ		2,500円	250円	500円	750円
■訪問看護基本療養費Ⅰ					
週3日目まで		5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降		6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降 ※理学療法士(PT)・作業療法士(OT)・言語聴覚士(ST)の場合		5,550円	555円	1,110円	1,665円
■訪問看護基本療養費Ⅱ(同一建物の居住者)					
同一日2人	週3日目まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日目以降 ※PT・OT・STの場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一日3人以上	週3日まで	2,780円	278円	556円	834円
	週4日目以降	3,280円	328円	656円	984円
	週4日目以降 ※PT・OT・STの場合	2,780円	278円	556円	834円
■訪問看護基本療養費Ⅲ(入院中に外泊した場合)		8,500円	850円	1,700円	2,550円
■悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア又は褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回)		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
■6歳未満は訪問看護管理療養費に加算(1日につき)					
※乳幼児加算(6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合	1,300円	130円	260円	390円

○その他加算

■24時間対応体制加算(1月につき)	看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
■特別管理加算	重症度等の高い利用者の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円

■難病複数回 訪問加算	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回、同一建物の3人以上に訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上、同一建物の3人以上に訪問	7,200円	720円	1,440円	2,160円
■ 退院時共同指導加算(月1回)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算対象者は右記料金を加算		2,000円	200円	400円	600円
■ 早朝・夜間加算 (6:00～8:00 18:00～22:00)		2,100円	210円	420円	630円
■ 深夜加算(22:00～6:00)		4,200円	420円	840円	1,260円
■ 複数名訪問看護加算					
看護師と看護師 の場合	2人まで	4,500円	450円	900円	1,350円
	同一建物の3人以上への訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
■ 長時間訪問看護加算(週1回)		5,200円	520円	1,040円	1,560円
■緊急訪問 看護加算	月14日目まで (月1回)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降 (月1回)	2,000円	200円	400円	600円
■退院支援指導加算 90分未満の療養上の指導、支援を行う場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円
90分以上の長時間の療養上の指導、支援を行う場合		8,400円	840円	1,680円	2,540円
■在宅患者連携指導加算(月1回)		3,000円	300円	600円	900円
■在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000円	200円	400円	600円
■ 訪問看護ターミナルケア療養費(在宅又は施設への訪問)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
※施設での加算に応じ		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
■ 訪問看護情報提供療養費1・2・3		1,500円	150円	300円	450円
■看護・介護職員連携強化加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円
■訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
■ 訪問看護ベースアップ料Ⅰ(月1回)		780円	78円	156円	234円
■ 訪問看護ベースアップ料Ⅱ(月1回) ※18段階の算定区分に応じ		10円～500円	1～5円	2～10円	3～15円

○精神科訪問看護

サービス内容	10割	ご利用料		
		1割負担	2割負担	3割負担

■ 訪問看護管理療養費(1日につき)					
月の初日		7,670円	767円	1,534円	2,301円
2日目以降	訪問看護管理療養費Ⅰ	3,000円	300円	600円	900円
	訪問看護管理療養費Ⅱ	2,500円	250円	500円	750円
■ 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ					
週3日目まで	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
■ 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ(同一建物)					
(イ)1日2人					
週3日目まで	30分以上の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	30分未満の場合	4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降	30分以上の場合	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	30分未満の場合	5,100円	510円	1,020円	1,530円
(イ)同1日3人以上					
週3日目まで	30分以上の場合	2,780円	278円	556円	834円
	30分未満の場合	2,130円	213円	426円	639円
週4日目以降	30分以上の場合	3,280円	328円	656円	984円
	30分未満の場合	2,550円	255円	510円	765円
■ 精神科訪問看護基本療養費Ⅳ		8,500円	850円	1,700円	2,550円

○その他加算

■24時間 対応体制 加算 (月1回)	看護業務の負担軽減の 取り組みを行っている場 合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
■特別管 理加算 (月1回)	重症度等の高い利用者 の場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
■ 精神科 複数回訪 問加算	1日2回訪問	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日に2回、同一建物3人 以上に訪問	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上の訪問	8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上、同一建物 の3人以上に訪問	7,200円	720円	1,440円	2,160円
■ 退院時共同指導加算(月1回)		8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算対象者は右記料金を加算		2,000円	200円	400円	600円
■早朝・夜間加算 (6:00～8:00 18:00～22:00)		2,100円	210円	420円	630円
■深夜加算 (22:00～6:00)		4,200円	420円	840円	1,260円
■ 複数名訪問看護加算					

看護師と看護師又は作業療法士の場合	1日に1回の場合	4,500円	450円	900円	1,350円
	(同一建物3人以上)	4,000円	400円	800円	1,200円
	1日に2回の場合(同一建物2人まで)	9,000円	900円	1,800円	2,700円
	(同一建物3人以上)	8,100円	810円	1,620円	2,430円
	1日に3回以上(同一建物2人まで)	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
	(同一建物3人以上)	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
■ 長時間精神科訪問看護加算		5,200円	520円	1,040円	1,560円
■精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで(1日につき)	2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降(1日につき)	2,000円	200円	400円	600円
■退院支援指導加算 90分未満の療養上の指導、支援を行う場合		6,000円	600円	1,200円	1,800円
90分以上の長時間の療養上の指導、支援を行う場合		8,400円	840円	1,680円	2,540円
■在宅患者連携指導加算 (月1回)		3,000円	300円	600円	900円
■在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)		2,000円	200円	400円	600円
■訪問看護ターミナルケア療養費(在宅又は施設への訪問)		25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
※施設での加算に応じ		10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
■ 訪問看護情報提供療養費(月1回)		1,500円	150円	300円	450円
■精神科重症患者支援管理連携加算(月1回)		8,400円	840円	1,680円	2,520円
※利用者の状態に応じ		5,800円	580円	1,160円	1,740円
■介護・看護職員連携強化加算(月1回)		2,500円	250円	500円	750円
■訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円
■ 訪問看護ベースアップ料Ⅰ(月1回)		780円	78円	156円	234円
■ 訪問看護ベースアップ料Ⅱ(月1回)		10円～500円	1～5円	2～10円	3～15円
※18段階の算定区分に応じ					

<訪問看護管理療養費>

安全な提供体制が整備されている訪問看護ステーションが、訪問看護計画書、訪問看護報告書を主治医に書面で提出し、主治医との連携確保、訪問看護計画の見直し等を含め、指定訪問看護の実施に関係する休日、祝日等も含め計画的な管理を継続して行った場合に支給されるものです

<訪問看護基本療養費Ⅰ>

退院日の訪問には算定しません

＜訪問看護基本療養費Ⅱ（同一建物）＞

同じ建物に訪問する場合

＜訪問看護基本療養費Ⅲ＞

在宅に備え、一時的に外泊をしている入院患者に対する訪問看護を提供した場合に算定します。

※介護保険の場合も、算定が可能な項目です

＜訪問看護基本療養費（Ⅰ）（Ⅱ）のハ＞

悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研究を受けた看護師による場合

○加算について

＜特別管理加算＞（同意する・同意しない）

特別な管理を要する利用者に対して、計画的な管理を行った場合に加算

【特別管理加算Ⅰ】

＊特別な管理のうち重症度等が高い場合

- 在宅悪性腫瘍患者等指導管理
- 在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
- 気管カニューレ留置
- 留置カテーテルを使用している状態にある者

排泄の性状、量の観察、薬剤注入、水分バランスの計測等、計画的な管理を行っている場合に算定されます。留置カテーテルが挿入されているだけでは算定しません。

【特別管理加算Ⅱ】

＊特別な管理を要する場合

- 在宅自己腹膜灌流指導管理
- 在宅血液透析指導管理
- 在宅酸素療法指導管理
- 在宅中心静脈栄養法指導管理
- 在宅成分栄養経管栄養法指導管理
- 在宅自己導尿指導管理
- 在宅人工呼吸指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理
- 在宅自己疼痛管理指導管理
- 在宅肺高血圧症患者指導管理
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している者
- 真皮を超える褥瘡の状態にある者
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定
(週3回以上の点滴注射)

＜24時間対応体制加算＞（同意する・同意しない）

利用者や家族等から電話等で看護に関する意見を求められた場合に常に対応でき、必要に応じて緊急の訪問看護を行うことができる体制で、利用者の同意を得られた場合に算定します。ご希望されない場合、時間外の対応ができない場合がありますのでご了承ください。

＜退院時共同指導加算＞（同意する・同意しない）

入院・入所中の利用者又は家族に対して、主治医又は施設職員と共に、看護師等が療養上の指導を行った場合、在宅生活について、カンファレンスを行った場合に算定します。この加算は、退院(退所)日の翌日以降の初日の訪問看護実施時に、訪問看護管理療養費に加算して算定します。実際に指導が行われたのが訪問看護開始の前月であっても算定します。
(※厚生労働大臣が定める疾病等の別表7、別表8の場合で、複数日に指導した場合2回まで算定可能となります)

＜特別管理指導加算＞（同意する・同意しない）

退院後、特別な管理が必要な別表8に対して、退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます。

●退院時共同指導を行った場合に、退院時共同指導加算に追加して加算されます

＜退院支援指導加算＞（同意する・同意しない）

別表7、別表8に該当する、又は診療により、退院日当日の訪問看護が必要であると認められた利用者が、保健医療機関から退院する日に在宅での療養上の指導を行った場合に1回に限り加算されます。
※退院日の翌日以降の初回訪問看護が行われる前に死亡又は再入院した場合に限り、死亡日もしくは再入院日に算定されます。

退院支援指導加算とは、退院日に在宅において療養上必要な指導を行った場合に算定されます。退院当日には訪問看護療養費は発生しません。退院日の翌日以降の初日の訪問看護実施時に、訪問看護管理療養費の加算として、退院支援指導加算6,000円もしくは8,400円を算定します。月末に退院の際に退院支援指導を行った場合(実際の指導が前月の場合)でも算定できます。

＜長時間訪問看護加算＞（同意する・同意しない）

別表8、又は特別管理加算の対象となる利用者に対して、1時間30分を超えた場合で、通算した時間が1時間30分以上となると、1回の訪問看護につき加算されます。計画的な訪問に限らず、90分を超えた場合、週1日に限り算定します。

＜複数名訪問加算＞（同意する・同意しない）

以下に該当し、看護職員がその他職員と同時に訪問した場合に算定します。

- ・別表7、別表8、特別指示書の訪問看護を受けている場合
- ・暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損がある場合
- ・利用者の身体的理由で1人の看護職員による訪問看護が困難と認められる場合
- ・上記に該当し、利用者又は家族の同意を得て訪問看護を行った場合

＜ターミナルケア療養費1、2＞(同意する・同意しない)

在宅又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者(介護予防は対象外)について、死亡日及び死亡日前14日以内に退院日の退院支援指導を含め2日(回)以上、看取りの看護を行った場合に加算します。(24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含みます。)

●訪問看護ターミナルケア療養費1

在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った24時間以内に在宅以外で死亡した場合も含む)

●訪問看護ターミナルケア療養費2

特養にて死亡した利用者で、介護保険における看取り介護加算等を算定した利用者についてはターミナルケア療養費2を算定します

＜緊急訪問看護加算＞（同意する・同意しない）

利用者または家族の求めに応じて、診療所または在宅療養支援病院の主治医の指示により、計画外の緊急訪問を行った時に1日に1回加算します。

＜在宅患者緊急時等カンファレンス加算＞（同意する・同意しない）

通院が困難な状態での急変等に伴い、医師、歯科医師、薬剤師、介護支援専門員等と共同で利用者宅に赴き、カンファレンスに参加し、共同で療養上必要な指導を行った場合に加算します。

- ※ 利用者の病状の急変や治療方針の変更があった場合に、主治医の求めにより関係する機関が利用者宅に一堂に会してカンファレンスを行い、共有した利用者の情報を踏まえ、利用者又はその家族に対して療養上必要な指導を行った場合に、月2回に限り算定します。（主治医と訪問看護の2者でのカンファレンスでも算定されます。）
- ※ カンファレンスが開催された場合は、参加した関係者の氏名、その要点、利用者に行った指導の内容および開催日を訪問看護記録に記載します。

＜在宅患者連携指導加算＞（同意する・同意しない）

- ※ 利用者（または家族等）の同意を得て、医師、歯科医師、薬剤師等と月2回以上文書等（電子メール、ファクシミリでも可）により情報共有を行うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な指導を行った場合に加算します。情報提供があった場合は、その内容、情報提供日及び、それをもとに行った指導の内容の要点、指導日を訪問看護記録に記載します。
- ※ 医療関係職種間の単なる情報共有のみは算定しません。
- ※ 訪問看護指示書を交付している主治医との間で情報共有等の場合は算定できません。
- ※ 要介護（支援）者の場合は算定できません。

＜訪問看護情報提供療養費1、2、3＞（同意する・同意しない）

1. 市町村、都道府県、指定特定相談支援事業者等からの求めに応じ、厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報提供を行った場合
2. 厚生労働大臣が定める疾病等の利用者の入学時、転校時等に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供を行った場合
3. 保険医療機関等に入院入所にあたり、主治医に訪問看護に係る情報提供を行った場合

＜看護・介護職員連携強化加算＞（同意する・同意しない）

登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者と連携し、喀痰吸引等の医師の指示のもとに行われる行為が円滑に行われるよう、喀痰吸引等に関して事業者の介護職員に対して必要な支援を行った場合に算定します。

＜訪問看護医療DX情報活用加算＞（同意する・同意しない）

居宅同意取得型オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組むために算定されます。

＜訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ、Ⅱ＞（同意する・同意しない）

訪問看護ステーションに勤務する看護職員やその他の医療関係職員の賃金の改善を実施するために算定されます。

(5) その他の費用

交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は1訪問 300円請求いたします。
駐車代	訪問時にかかる駐車代は別途請求いたします。
死後の処置料	20,000円（エンゼルケアセット代を含む）

※ 利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。

(6) 利用料の請求及び支払い方法

正当な理由がなく、2月以上遅延し、支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

利用料の請求方法	利用料は利用月ごとの金額により請求し、請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日頃にお渡しします。
利用料の支払い方法	請求月の月末までに、下記方法にてお支払いください。 ①利用者指定口座からの自動振替 ②現金支払い お支払いの確認後に、領収書をお渡しします。

7. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

管理者 村田海渡

(2) 虐待防止及び苦情解決体制を整備しています。

(3) 従業者に対する虐待防止のための研修を実施しています。

(4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8. 秘密の保持と個人情報の保護について

当事業所とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者様及び家族様に関する個人情報の利用目的を定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に情報を漏らしません。

9. 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合、その他、必要な場合は、速やかに主治医及び関係各位への連絡を行います。

10. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村(保険者)の窓口】 寝屋川市役所 指導監査課	所在地 大阪府寝屋川市池田西町24-5 (池の里市民交流センター内) 電話番号 072-812-2027(直通) FAX番号 072-838-9800(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
-------------------------------	---

【市町村(保険者)の窓口】 高槻市役所 福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町2-1 電話番号 072-674-7821 (直通) ファックス番号 072-674-7820 (直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
-------------------------------------	--

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	損害賠償保険
補償の概要	身体・財物1名事故2億円 管理財物500万円 人格侵害1000万円

11.身分証携行義務

看護職員は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた際には、身分証を提示します。

12.サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護を提供した際には、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問看護を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録することとし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して、事業者が保存しているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

13.衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

14.指定訪問看護サービス内容の見積りについて

(1)提供予定の内容と利用料

曜日	訪問時間帯	サービス内容	利用料
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			
加算を含めた1ヶ月あたり			

(2)その他の費用

①交通費の有無	(有・無)サービス提供1回当たり…300円
②キャンセル料	重要事項説明書2.(4)記載のとおりです。
③駐車代	(有・無)

15.苦情処理の体制

(1)苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 訪問看護ステーション そわん	所在地 大阪府寝屋川市点野5-11-14 電話番号 072-814-9880 FAX番号 072-813-9860 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 寝屋川市役所 指導監査課	所在地 大阪府寝屋川市池田西町24-5 (池の里市民交流センター内) 電話番号 072-812-2027(直通) FAX番号 072-838-9800(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【市町村(保険者)の窓口】 高槻市役所 福祉指導課	所在地 大阪府高槻市桃園町2-1 電話番号 072-674-7821(直通) FAX番号 072-674-7820(直通) 受付時間 9:00～17:30(土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常盤町1丁目3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00(土日祝は休み)

17.重要事項説明

令和 年 月 日

事業者	所在地	大阪府寝屋川市点野5丁目11番14号 大阪府高槻市郡家新町31番1号203号室
	法人名	株式会社 あみ
	代表者名	森岡 恭子
	事業所名	訪問看護ステーションそわん 訪問看護ステーションそわん サテライト高槻
	説明者氏名	村田 海渡

重要項目説明書の説明を受けました。

利用者	住 所	
	氏 名	
代理人	住 所	
	氏 名	続柄()

